

平成30年度第3回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：平成30年10月24日（水）10：00～11：30

2. 場 所：エコ計画ビル 2階 東会議室

3. 出席委員：（50音順）

青木 宏之 埼玉運輸支局

天沼 律子 利用者家族

伊藤 みどり 特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク

今井 崇子 西区健康福祉部支援課

奥田 正教 社会福祉法人邑元会

河原塚 政行 子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草

佐藤 真奈子 保健福祉局長寿応援部

瀧口 修一 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

中村 正利 一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会

蓮見 実 浦和区健康福祉部保健センター

平野 浩一 岩槻区健康福祉部高齢介護課

町田 孝良 保健福祉局福祉部

丸山 喜代司 埼玉県個人タクシー協会

雪竹 伯宏 特定非営利活動法人大宮あゆむ会

4. 欠席委員：（50音順）

赤木 悦治 埼玉交通運輸労働組合

柳 政男 埼玉県庁企画財政部交通政策課

5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

(1) 更新登録の申請に係る協議について

- ・ 特定非営利活動法人 助け合い村
- ・ 特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会
- ・ 特定非営利活動法人 MCKコミュニティ

(2) 新規登録の申請に係る協議について

- ・ 一般社団法人 onehand

4 報 告

(1) 軽微な事項等の変更について

5 閉 会

【配付資料】

- 平成30年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第
- 平成30年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 平成30年度第3回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 助け合い村）
- 資料2 更新登録申請書（特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会）
- 資料3 更新登録申請書（特定非営利活動法人 MCKコミュニティ）
- 資料4 新規登録申請書（一般社団法人 onehand）
- 資料5 軽微な事項等の変更について
- 参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 助け合い村）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 助け合い村 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 丸山委員 旅客2名に対し運転者が14名いるが、どのような割り当てになっていますか。
- 事業者 さいたま市の他に、蓮田市・伊奈町・桶川市・上尾市でも福祉有償運送を実施しております。複数の区域にまたがった運送をカバーするために、14名の運転者を配置しております。
- 丸山委員 さいたま市内の旅客は2名だが、他の区域に多くの旅客がいるため、これだけの運転者が必要ということですか。
- 事業者 はい。
- 青木委員 さいたま市の旅客を運送しているのは上尾上営業所ですか。
- 事業者 はい。
- 青木委員 西上尾第二団地事務所の方がさいたま市に近いのではないですか。
- 事業者 西上尾第二団地事務所では福祉車両を必要とする旅客の運送を行っていますが、さいたま市の区域の旅客2名は、福祉車両は必要ではないため、上尾上営業所から運送しています。
- 青木委員 営業所がさいたま市から遠い分、回送料金も上がるが、旅客から同意はいただいていますか。
- 事業者 はい。ご理解いただいております。
- 青木委員 利用者は要介護認定者のようですが、車いすは必要ではないということですか。
- 事業者 寝たきり等ではないため、セダン車両で対応可能です。
- 青木委員 営業所が遠いと回送料金が上がってしまうが、同意を得た上でということであれば問題ありません。
- 日吉代理 区域をまたがる場合、対価は協議会ごとに別々で定めることも可能ですが、どのようにお考えですか。
- 事業者 埼葛南の運営協議会にて指摘を受けたため、時間制に統一し、北足立の運

営協議会でも同様にするつもりです。

○特定非営利活動法人 助け合い村 退室

○特定非営利活動法人 助け合い村の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

日吉代理 車両4台とも持込車両だが、点呼はどのように行っていますか。

事業者 運転者の自宅から出発したり、事務所から出発したり、状況は様々だが、運転者は運送前に各自事務所へ連絡を入れることにしています。

日吉代理 点呼は原則対面で行うものです。理想は、一度事務所に出勤してから、運行管理責任者とアルコールチェック等を行うことですが、帰りが遅くなったり、朝が早かったり、その都度事情があると思います。例えば朝が早いときは何時ぐらいになりますか。

事業者 ケースによりますが、早いと8時頃です。事務所は10時からですので、運転者の自宅からの出発になります。

日吉代理 対面点呼が難しいときは、運転者が事務所へ電話を入れるというお話でしたが、こういった確認を行っていますか。

事業者 健康状態やアルコール等の確認を行っています。運転者4名中2名はお酒を飲めず、2名は日常的に飲まないため、飲酒運転の可能性は低いですが、まれに飲むこともあるため、そういったときは、事務所にアルコールチェッカーがあるため、そちらを使って確認しています。

雪竹委員 旅客の人数は前回の更新から増えていますか。

事業者 はい。

雪竹委員 見沼区の方が多いようですが、見沼区の方しか登録を受け付けていないということですか。それともたまたま見沼区の方が多いということですか。

事業者 訪問介護事業所を運営しており、付き合いのある地域包括支援センターや

ケアマネージャーの方から紹介を受けて、旅客として登録するということが多いため、見沼区の方が多くなっています。

雪竹委員 他の区の方を受けないわけではないということですね。

事業者 はい。

丸山委員 車両4台に対し運転者の人数が多いようだが、どのような運行をしているのですか。

事業者 旅客ごとにだいたい運転者が決まっており、サービス提供後に次回の利用を予約したり、事務所で問い合わせの電話を受けたりしています。常駐の職員が2名ですが、ローテーションを組み、利用が重ならないように一覧表を作成しています。

丸山委員 利用者の希望をずらしてもらったこともありますか。

事業者 運送が難しいときは断ることもありますが、あまりそういったことはありません。また、断ることもある旨、あらかじめ利用者には説明しています。

丸山委員 車両を増やすお考えはありますか。

事業者 今は考えていません。福祉有償運送を始めたのは、訪問介護事業や介護保険外のサービスを行っている中で、通院に困っている等の相談を受けたからです。訪問介護事業所を運営しながら、地域で支え合うまちを作っていくように始めたサービスであるため、福祉有償運送中心のサービス展開は考えておりません。

佐藤委員 旅客の名簿を拝見すると、要支援認定者は軽度のようなようですが、要介護認定者の方はどのような方ですか。例えば認知症の方もいますか。

事業者 はい。要支援認定者の方の中にも、認知症が見られる方もいます。

佐藤委員 旅客に登録している要介護認定者は軽度ということですね。

事業者 軽度が多いです。歩行が困難で、一人で病院へ行くことが難しく、家族や本人に不安があるため利用しています。

佐藤委員 本人一人だけで乗るのですか。

事業者 はい。ただ、自宅まで迎えに行っているため、心配ありません。

伊藤委員 旅客のうち一人暮らしの率はどれくらいか、感覚で良いので教えてください。

事業者 だいたい半分くらいです。

伊藤委員 対価について、その他の料金として車いす使用料とありますが、法人所有の車いすを使うときに徴収する料金ということですか。

事業者 はい。

伊藤委員 車いすを、普段は使わないが出先では使う、といった事情の方がいらっしゃるということですか。

事業者 まれですが、いらっしゃいます。

奥田委員 会員数について、重複でカウントはしていませんか。

事業者 重複はしておりません。

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会 退室

青木委員 意見ではないが所感として申し上げます。こちらの事業者は、受け答えがしっかりしており、点呼の話についても明瞭な回答をしていただけました。地域に根ざした事業所運営のため、自分たちができる範囲で福祉有償運送をやっていく、できないことはできないとはっきり利用者にも説明されているというお話でした。持込車両の多い事業所の中には、運転者の自宅から点呼を受けずに移送サービスを提供するなど、適切な運行管理がなされていないケースも見受けられます。協議会の場で、普段自分たちが行っているはずのことを聞かれているのに、受け答えができず、運行管理をきちんと行っているのか疑わしい事業者を見たことがあります。こちらの事業者のように明確なお答えをいただければ、円滑な協議を行うことができると感じます。

○特定非営利活動法人 みぬまで暮らす会の申請について、全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 MCKコミュニティ）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティ 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

- 丸山委員 車両2台に対し運転者が9名いるが、割り当てはどのように行っていますか。他にも車両がありますか。
- 事業者 福祉有償運送に使っているのは車いす車2台のみです。介護保険事業等の中でヘルパーが訪問する時には、ヘルパー自身の車を使っています。
- 青木委員 ヘルパーが訪問介護等で利用者の家に行くときはヘルパー自身の車を使い、そのとき移送サービスは行わないのであれば、ヘルパーの車を届出する必要はありません。
- 事業者 福祉有償運送は車いす車2台で対応しており、持込車はありません。
- 伊藤委員 対価について、2kmまで300円、以後1kmごとに50円の加算となっており、安いように見受けられますが、採算等は問題ありませんか。また、この料金設定の意図をお聞かせください。
- 事業者 福祉有償運送も事業ではありますが、利用者から希望があって始めたサービスであり、利益を上げるために始めたものではないため、問題ありません。
- 伊藤委員 事業者によっては生活サポートの利用に基づいた対価を設定していますが、検討されたことはありますか。
- 事業者 生活サポートは利用者負担が生じるため、導入は考えておりません。
- 青木委員 待機料金の設定がないが、例えば病院に送り、終わるのを待つときはどうしていますか。
- 事業者 待機料金はいただいておりません。通院については、送った後事務所へ戻ります。
- 青木委員 回送料金も設定しないのですか。
- 事業者 設定しておりません。利用者からは、気を使っていただいているのか、行きだけの送迎を行い、帰りは家族に迎えに来てもらうなど、片道の希望が多いです。
- 青木委員 待機料金や回送料金を徴収するケースがないということですか。
- 事業者 はい。

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティ 退室

青木委員 次の新規の申請団体と比べると、実費の範囲がかなり異なるのが分かります。次の申請団体は、迎車回送料金などその他の料金を色々と設定していますが、こちらの団体はそういったこともなく、加算も小さい額に抑えています。有償運送の移送サービスを維持できるのかという不安から、さきほど質問し、有償運送で儲けようとしているわけではないという回答でした。協議会によっては、登録事業者すべての対価の一覧を、更新・新規に関わらず、毎回配布してくれる地区もあり、さいたま市でもできれば用意していただきたいです。対価が一覧になっていると、分かりやすいだけでなく、実際の対価が変わってしまっている団体も見つけやすいです。次の申請団体が、相対的に見て運送の対価が高いから駄目だということではありませんが、提供しようとするサービスに見合うものか、例えば近距離の場合はタクシーの2分の1の額を超えるのではないかといった懸念はあります。

○特定非営利活動法人 MCKコミュニティの申請について、全会一致で合意

●新規登録の申請に係る協議について（一般社団法人 onehand）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 onehand 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

青木委員 平成 29 年 6 月に法人登記をされているが、どのような活動をしているのか、また、今回福祉有償運送の新規登録を申請するに至った理由や経緯をお聞かせください。

事業者 グループホームを3施設運営しており、13名の利用者のうち4名について、移送サービスの希望がありました。日中活動支援の施設に通うための送迎が必要であるため、それらに対応するため、今回申請しました。

青木委員 利用予定者の4名は全員グループホームの入居者ですか。

事業者 はい。

青木委員 ここに記載されている住所は住民登録上のもので、実際に住んでいるのはグループホームということですか。

事業者 はい。中央区の1軒家のグループホームに4人住んでいます。

青木委員 どの施設に通うのですか。

事業者 西区の施設です。

青木委員 頻度はどれくらいですか。

事業者 平日は毎日です。

青木委員 全員同じところに住み、同じところへ行くということですか。

事業者 別々に向かいます。

青木委員 一緒に行くか、別々に行くかが重要になる。1台の車に複数の利用者が乗ることはありますか。

事業者 複数の場合もあると思います。

青木委員 複数乗車を行うのであれば、複数乗車用の運送の対価の設定が必要になる。原則は個別輸送が基本ですが、同じグループホームに入居しており、目的地が同じであれば、一人ずつ運んでは戻るのを繰り返すと非効率ではないか。1台の車で複数の利用者を運び、個別輸送と同じ対価を徴収するのは、二重取りになるため、一人当たりの対価の額を下げる必要がある。このため、複数乗車を実施する場合は、別途対価の設定が必要になります。

事業者 それであれば、個別輸送で実施します。

青木委員 貴法人の事情を鑑みると、個別輸送は非効率ではないか。複数乗車は、協議会で認められれば問題ありません。ただ、今ご提出いただいている申請書には複数乗車は申請されていないため、もし複数乗車を実施するのであれば、協議会に諮る必要がある。中央区と西区では回送にも時間がかかり、実態として、複数乗車が必要になってくると思いますが、どうお考えですか。

事業者 4名中3名が施設に通っていますが、1人ずつの運送で考えています。

青木委員 実態と見合った申請になっていないのではないかと懸念があります。使用予定の車は7人乗りで、複数乗車が可能です。今の申請では個別輸送になっていますが、実態として複数乗車を必要とするのであれば、今回の

申請に追記したり、事業者登録後に対価の変更申請をしたり、検討されてはどうですか。

伊藤委員 今この場で決めずとも、次の協議会で対価の変更申請をしてもらえば、複数乗車を可能とすることはできます。ただ、それまでは複数乗車ではなく個別輸送でサービスを実施してもらうことになるが、それでも良いかという確認です。

雪竹委員 法人本部等と相談しながら決めるため、独断で今申請を変えるのは難しいと思います。

青木委員 複数乗車の場合は、利用者から個別輸送と同じ額ずつ徴収すると二重取りになってしまいます。対価は車単位で考えてください。

伊藤委員 例えば、一人当たり、個別輸送時の6割の利用料にするなどが考えられますが、具体的な設定はこれから考えていただければと思います。

町田会長 今回はこの申請書に基づいて協議しますが、実態として複数乗車の利用も想定されるのであれば、複数乗車も可能とするような対価になるよう、変更申請を行ってください。また、それまでは複数乗車をやらないよう気を付けてください。

事業者 それまでは個別輸送であれば福祉有償運送を実施できますか。

青木委員 埼玉県へ登録した後になるが、可能です。

事務局 次回の協議会は1月に開催予定ですので、ご検討ください。

丸山委員 生方氏は運転だけを行うのですか。

事業者 はい。

丸山委員 二種免許をお持ちのようだが、タクシー等やられていたのですか。

事業者 他の法人で福祉車両を運転した経験があると聞いております。

丸山委員 旅客の名簿の住所に一部誤りがあるため、修正をお願いします。使用予定の車両はVOXYですか。

事業者 シエンタです。

丸山委員 7人乗りとあるが、小さいのでは。

事業者 3列になっており、7人乗車可能です。

青木委員 車いす車ではなく、セダン車両ですか。

事業者 はい。

青木委員 回転シートやリフトアップの機能はありますか。

事業者 ありません。

青木委員 運転者は2種免許所有者だが、福祉有償運送の運転者講習を受けていないため、セダン車両を運転するに当たって、介助者の同乗が必須となります。その点については把握されていますか。

事業者 はい。

青木委員 介助料の設定があるが、介助者の同乗が必須であることは、すなわち介助料を毎回必ず徴収することになり、対価もその分上がります。運転者が福祉有償運送の運転者講習を受けて、介助者の同乗を任意とし、介助料を徴収しないことで対価を下げることも可能ですが、受講予定はありますか。

事業者 今は具体的な予定はありませんが、今後の受講を検討しています。

青木委員 また、迎車回送料金も設定されていますが、こちらも毎回徴収しますか。

事業者 グループホームに置いている車を使うため、毎回ではありません。

青木委員 基本的に、送るときの迎車回送料金はかからないということですか。

事業者 はい。

青木委員 迎車回送料金について、距離に応じた設定はしないのですか。

事業者 今のところ考えておりません。

青木委員 施設に迎えに行くときは迎車回送料金を取ると思いますが、グループホームから施設まで何kmありますか。

事業者 片道4kmほどです。

青木委員 4km200円で、1km当たり50円ということになるが、今後旅客が増え、1kmでも4kmでも200円徴収するということですか。

事業者 必要になれば設定変更を検討します。

○一般社団法人 onehand 退室

雪竹委員 複数乗車の可能性もあるというニュアンスでしたが、実際は毎回やっているとします。

青木委員 新規の事業者は複数乗車などのルールは知らないため、事務局でのヒアリングの段階で、事業者の事情等を確認してください。グループホームに住

んでいる人を施設へ運ぶということなら、複数乗車の希望があるのは十分想定されます。

雪竹委員 福祉有償運送を実施せずとも、違うやり方もあるように感じました。対価もかなりの額になります。

天沼委員 施設への送迎が週5日で、家賃を払いながら対価も支払うとなると、負担が増えるように感じます。

青木委員 施設までが4kmのため対価が500円、ここに介助料500円がかかり、これが往復、加えて帰りは迎車回送料金200円もかかります。

雪竹委員 だいたい月20日で計算することになると思います。

青木委員 行き1,000円と帰り1,200円で一日2,200円となり、個別輸送を行なおうとするとトータルで月10万円を超えます。

天沼委員 利用者家族としては考えさせられる料金設定です。

雪竹委員 施設が迎えに来てくれないという事情があるのだと思います。

青木委員 常に運転者と介助者の2名が乗車しないと移送できないからこれだけ高くなりますが、運転者が講習を受けていれば介助者は不要です。そのため、講習を受けるか質問しましたが、受講の意志はあるということでした。

伊藤委員 施設を利用する3人が複数乗車しても介助者が一人であれば、介助料は3人で割るなど、一人当たりの料金を下げる余地はあります。

青木委員 そういったこともあるため、事務局からあらかじめ、複数乗車という手段もあることを説明しておいてください。

日吉代理 様式にも複数乗車を想定した文言の記載はあります。

伊藤委員 この文言だと、透析でないと複数乗車は認められないように見えますね。

青木委員 新しく登録申請の相談に来る人は、福祉有償運送の制度やルールを知らないため、最初の窓口となる事務局が案内してあげてください。

今井委員 自家用車で無償の送迎を行うことはできますか。

青木委員 可能です。運送の対価を収受する場合は、この場で協議をして事業者登録する必要がありますが、無償なら必要ありません。ただ、同じ団体で、利用者によって有償の方と無償の方がいると不平等になるため、利用者の理解を得られるような説明や仕組みづくりが必要になると思います。

○一般社団法人 onehand の申請について、全会一致で合意

●軽微な事項等の変更（登録車両の増減等）について

○事務局から、概要を資料5に基づき説明

以上